

件名

経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第八十三条第一項第五号二、第十四条第三号ハ及び第八十六条の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項の一部を改正する件

○金融庁  
財務省告示第 号  
経済産業省

内閣府  
経済産業省  
経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則（平成二十年財務省令第一号）

）第八十三条第一項第五号ニ、第八十四条第三号ハ及び第八十六条の規定に基づき、経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第八十三条第一項第五号ニ、第八十四条第三号ハ及び第八十六条の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項（平成二十年財務省告示第三号）の一部を次のように改正する。

令和五年 月 日

金融庁長官 中島 淳一

財務大臣 鈴木 俊一

経済産業大臣 西村 康稔

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

出 発	出 発
<p>(単体自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項)</p> <p>第二条 経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則（平成二十年内閣府・財務省・経済産業省令第一号。以下「規則」という。）第八十三条第一項第五号ニに規定する自己資本の充実の状況について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項（直近の二事業年度に係るものに限る。）は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項、定量的な開示事項及び単体レバレッジ比率（レバレッジ比率をいう。以下同じ。）に関する開示事項とする。</p> <p>[2～6 略]</p> <p>7 前項第一号に掲げる事項は、別紙様式第五号（<u>第一面及び第二面</u>に限る。）により作成するものとする。</p> <p>(連結自己資本比率を算出する場合における連結会計年度の開示事項)</p> <p>第四条 規則第八十四条第一項第三号ハに規定する自己資本の充実の状況について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項（直近の二連結会計年度（連結財務諸表の作成に係る期間をいう。以下同じ。）に係るものに限る。）は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項、定量的な開示事項及び連結レバレッジ比率（レバレッジ比率をいう。以下同じ。）に関する開示事項とする。</p>	<p>(単体自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項)</p> <p>第二条 経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則（平成二十年内閣府・財務省・経済産業省令第一号。以下「規則」という。）第八十三条第一項第五号ニに規定する自己資本の充実の状況について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項（直近の二事業年度に係るものに限る。）は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項、定量的な開示事項及び単体レバレッジ比率（レバレッジ比率をいう。以下同じ。）に関する開示事項とする。</p> <p>[2～6 同左]</p> <p>7 前項第一号に掲げる事項は、別紙様式第五号（<u>第一面</u>に限る。）により作成するものとする。</p> <p>(連結自己資本比率を算出する場合における連結会計年度の開示事項)</p> <p>第四条 規則第八十四条第一項第三号ハに規定する自己資本の充実の状況について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項（直近の二連結会計年度（連結財務諸表の作成に係る期間をいう。以下同じ。）に係るものに限る。）は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項、定量的な開示事項及び連結レバレッジ比率（レバレッジ比率をいう。以下同じ。）に関する開示事項とする。</p>

<p>[2～5 略]</p> <p>6 前項第一号に掲げる事項は、別紙様式第五号（<u>第三面及び第四面</u>に限る。）により作成するものとする。</p> <p>（四半期の開示事項）</p> <p>第六条 【略】</p> <p>2 前項第一号に掲げる事項は別紙様式第一号により、同項第二号に掲げる事項は別紙様式第十号により、同項第三号に掲げる事項は別紙様式第四号により、同項第四号に掲げる事項は別紙様式第十一号により、同項第五号に掲げる事項は別紙様式第六号により、同項第七号に掲げる事項は別紙様式第七号（連結自己資本比率を算出する場合の自己資本比率告示第十四条各号の算式における分母の額に係る事項にあつては、第一面に限る。）により、同項第八号及び第十二号に掲げる事項は別紙様式第八号により、同項第九号及び第十五号に掲げる事項は別紙様式第九号により、同項第十号に掲げる事項は別紙様式第五号（<u>第一面及び第二面</u>に限る。）により、同項第十三号に掲げる事項は別紙様式第五号（<u>第三面及び第四面</u>に限る。）により、それぞれ作成するものとする。</p> <p>3 【略】</p>	<p>[2～5 同左]</p> <p>6 前項第一号に掲げる事項は、別紙様式第五号（<u>第二面</u>に限る。）により作成するものとする。</p> <p>（四半期の開示事項）</p> <p>第六条 【同左】</p> <p>2 前項第一号に掲げる事項は別紙様式第一号により、同項第二号に掲げる事項は別紙様式第十号により、同項第三号に掲げる事項は別紙様式第四号により、同項第四号に掲げる事項は別紙様式第十一号により、同項第五号に掲げる事項は別紙様式第六号により、同項第七号に掲げる事項は別紙様式第七号（連結自己資本比率を算出する場合の自己資本比率告示第十四条各号の算式における分母の額に係る事項にあつては、第一面に限る。）により、同項第八号及び第十二号に掲げる事項は別紙様式第八号により、同項第九号及び第十五号に掲げる事項は別紙様式第九号により、同項第十号に掲げる事項は別紙様式第五号（<u>第一面</u>に限る。）により、同項第十三号に掲げる事項は別紙様式第五号（<u>第二面</u>に限る。）により、それぞれ作成するものとする。</p> <p>3 【同左】</p>
---	---

備考 採中の「」の記載は特記の限る。

別紙様式第五号を次のように改める。

(第一面)

(単位：百万円)

項番 (国際様式 (LR1) の該当番号)	項目	当期末	前期末
1	貸借対照表における総資産の額		
3	リスク移転の認識に係る要件を充足しない証券化エクスポージャーに係る調整		
4	中央銀行預け金に係る除外による調整 (△)		
5	顧客資産のうち、貸借対照表に計上されている金額 (△)		
6	有価証券の売買を約定日基準により会計処理している場合における調整項目		
7	キャッシュ・プーリング契約に基づく資金の移動に係る調整項目		
8	デリバティブ取引等に関する調整額		
8 a	デリバティブ取引等に関する額		
8 b	デリバティブ取引等に関連する資産の額 (△)		
9	レポ取引等に関する調整額		
9 a	レポ取引等に関する額		
9 b	レポ取引等に関する額 (△)		
10	オフ・バランス取引に関する額		
11	Tier 1 資本に係る調整項目の額 (貸倒引当金) (△)		
12	その他の調整項目		
12 a	Tier 1 資本に係る調整項目の額 (貸倒引当金以外) (△)		
12 b	支払承諾見返勘定の額 (△)		
12 c	デリバティブ取引等に関連して差し入れた担保の対価の額 (相殺した額に相当する部分に限る。)		
12 d	デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた変動証拠金の対価の額 (△)		
13	総エクスポージャーの額		

(注)

- a 項番 3 「リスク移転の認識に係る要件を充足しない証券化エクスポージャーに係る調整」とは、レバレッジ比率告示第五条第一項において準用するレバレッジ比率告示第七条第五項の規定によりオン・バランス資産の額に算入することとなった額をいう。
- b 項番 4 「中央銀行預け金に係る除外による調整 (△)」とは、レバレッジ比率告示第五条第一項に

において準用するレバレッジ比率告示第七条第六項の規定によりオン・バランス資産の額に算入しないこととなった額をいう。

- c 項番6「有価証券の売買を約定日基準により会計処理している場合における調整項目」には、レバレッジ比率告示第五条第一項において準用するレバレッジ比率告示第七条第三項の規定により個別項目調整前のオン・バランス資産の額に算入する有価証券の売却に係る未収金の額が貸借対照表に計上されている未収金の額を超過する場合にはその超過する額を加算項目として、当該未収金の額に不足する場合にはその不足する額を控除項目として記載すること。
- d 項番7「キャッシュ・プーリング契約に基づく資金の移動に係る調整項目」には、レバレッジ比率告示第五条第一項において準用するレバレッジ比率告示第七条第四項の規定により個別項目調整前のオン・バランス資産の額に算入するキャッシュ・プーリング契約に基づく集約後の単一の口座の残高が貸借対照表に計上されている参加顧客口座の残高を超過する場合にはその超過する額を加算項目として、当該参加顧客口座の残高に不足する場合にはその不足する額を控除項目として記載すること。
- e 項番8 a「デリバティブ取引等に関する額」は、第二面の項番13「デリバティブ取引等に関する額」と一致すること。
- f 項番8 b「デリバティブ取引等に関連する資産の額(△)」とは、レバレッジ比率告示第五条第一項において準用するレバレッジ比率告示第七条第二項第二号に掲げる額をいう。
- g 項番9 a「レポ取引等に関する額」は、第二面の項番18「レポ取引等に関する額」と一致すること。
- h 項番9 b「レポ取引等に関する額(△)」とは、レバレッジ比率告示第五条第一項において準用するレバレッジ比率告示第七条第一項第三号及び第二項第三号に掲げる額の合計額をいう。
- i 項番10「オフ・バランス取引に関する額」は、第二面の項番22「オフ・バランス取引に関する額」と一致すること。
- j 項番11「Tier1資本に係る調整項目の額(貸倒引当金)(△)」とは、レバレッジ比率告示第五条第一項において準用するレバレッジ比率告示第七条第一項第四号に掲げる額をいい、第二面の項番5「Tier1資本に係る調整項目の額(貸倒引当金)(△)」と一致すること。
- k 項番12 a「Tier1資本に係る調整項目の額(貸倒引当金以外)(△)」とは、レバレッジ比率告示第五条第一項において準用するレバレッジ比率告示第七条第一項第五号に掲げる額をいい、第二面の項番6「Tier1資本に係る調整項目の額(貸倒引当金以外)(△)」と一致すること。
- l 項番12 b「支払承諾見返勘定の額(△)」とは、レバレッジ比率告示第五条第一項において準用するレバレッジ比率告示第七条第二項第一号に掲げる額をいう。
- m 項番12 c「デリバティブ取引等に関連して差し入れた担保の対価の額(相殺した額に相当する部分に限る。)」とは、レバレッジ比率告示第五条第一項において準用するレバレッジ比率告示第七条第一項第一号に掲げる額をいい、第二面の項番2「デリバティブ取引等に関連して差し入れた担保の対価の額(相殺した額に相当する部分に限る。)」と一致すること。
- n 項番12 d「デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた変動証拠金の対価の額(△)」とは、レバレッジ比率告示第五条第一項において準用するレバレッジ比率告示第七条第一項第二号に掲

げる額をいい、第二面の項番3「デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた変動証拠金の対価の額(△)」と一致すること。

- o 項番13「総エクスポージャーの額」は、第二面の項番24「総エクスポージャーの額」と一致すること。
- p 「国際様式(LR1)の該当番号」とは、バーゼル銀行監督委員会により令和元年十二月十五日に公表された「Consolidated framework - DIS80 Leverage ratio」と題する文書の表LR1に記載された番号をいう。
- q 「当期末」及び「前期末」とあるのは、中間会計年度の開示においては「当中間期末」及び「前中間期末」と、四半期の開示においては「当四半期末」及び「前四半期末」と、それぞれ読み替えるものとする。
- r この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には、行を削除せず、「－」を記載すること。



(第二面)

(単位：百万円、%)

項番 (国際 様式 (LR2) の該当番 号)	項目	当期末	前期末
オン・バランス資産の額 (1)			
1	個別項目調整前のオン・バランス資産の額		
2	デリバティブ取引等に関連して差し入れた担保の対価の額(相殺した額に相当する部分に限る。)		
3	デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた変動証拠金の対価の額 (△)		
4	レポ取引等により受領した証券の計上額 (△)		
5	Tier 1 資本に係る調整項目の額 (貸倒引当金) (△)		
6	Tier 1 資本に係る調整項目の額 (貸倒引当金以外) (△)		
7	オン・バランス資産の額 (イ)		
デリバティブ取引等に関する額 (2)			
8	デリバティブ取引等に関する RC の額に 1.4 を乗じた額		
9	デリバティブ取引等に関する PFE の額に 1.4 を乗じた額		
10	間接清算参加者に適格中央清算機関の債務履行を保証していない場合に零とした中央清算機関向けエクスポージャーの額 (△)		
11	クレジット・デリバティブ等のプロテクションを提供した場合における調整後想定元本の額		
12	クレジット・デリバティブ等のプロテクションを提供した場合における調整後想定元本の額から控除した額 (△)		
13	デリバティブ取引等に関する額 (ロ)		
レポ取引等に関する額 (3)			
14	レポ取引等に関する資産の額		
15	レポ取引等に関する資産の額から控除した額 (△)		
16	レポ取引等に関するカウンターパーティ・リスクのエクスポージャーの額		
17	代理取引のエクスポージャーの額		
18	レポ取引等に関する額		

	(ハ)		
オフ・バランス取引に関する額 (4)			
19	オフ・バランス取引の想定元本の額		
20	オフ・バランス取引に係るエクスポージャーの額への変換調整の額 (△)		
22	オフ・バランス取引に関する額 (ニ)		
単体レバレッジ比率 (5)			
23	資本の額 (ホ)		
24	総エクスポージャーの額 ((イ) + (ロ) + (ハ) + (ニ)) (ヘ)		
25	単体レバレッジ比率 ((ホ) / (ヘ))		
26	適用する所要単体レバレッジ比率		
27	適用する所要単体レバレッジ・バッファ率		
日本銀行に対する預け金を算入する場合の単体レバレッジ比率 (6)			
	総エクスポージャーの額 (ヘ)		
	日本銀行に対する預け金の額		
	日本銀行に対する預け金を算入する場合の総エクスポージャーの額 (ヘ')		
	日本銀行に対する預け金を算入する場合の単体レバレッジ比率 ((ホ) / (ヘ'))		
平均値の開示 (7)			
28	レポ取引等に関する資産の額 (控除後) に係る平均値 ((ト) + (チ))		
	レポ取引等に関する資産の額に係る平均値 (ト)		
	レポ取引等に関する資産の額から控除した額に係る平均値 (△) (チ)		
29	レポ取引等に関する資産の額 (控除後) に係る四半期末の値 ((リ) + (ヌ))		
	14 レポ取引等に関する資産の額に係る四半期末の値		

	(リ)		
15	レポ取引等に関する資産の額から控除した額に係る四半期末の値 (△) (ヌ)		
30	総エクスポージャーの額 (レポ取引等に関する資産の額(控除後)に係る平均値を使用し、 日本銀行に対する預け金を算入しない場合) (ル)		
30 a	総エクスポージャーの額 (レポ取引等に関する資産の額(控除後)に係る平均値を使用し、 日本銀行に対する預け金を算入する場合) (ヲ)		
31	単体レバレッジ比率 (レポ取引等に関する資産の額(控除後)に係る平均値を使用し、 日本銀行に対する預け金を算入しない場合) ((ホ) / (ル))		
31 a	単体レバレッジ比率 (レポ取引等に関する資産の額(控除後)に係る平均値を使用し、 日本銀行に対する預け金を算入する場合) ((ホ) / (ヲ))		

(注)

(1) オン・バランス資産の額

- a 項番1「個別項目調整前のオン・バランス資産の額」とは、レバレッジ比率告示第五条第一項において準用するレバレッジ比率告示第七条第二項の規定により算出した額をいう。
- b 項番2「デリバティブ取引等に関連して差し入れた担保の対価の額(相殺した額に相当する部分に限る。）」とは、レバレッジ比率告示第五条第一項において準用するレバレッジ比率告示第七条第一項第一号に掲げる額をいい、第一面の項番12c「デリバティブ取引等に関連して差し入れた担保の対価の額(相殺した額に相当する部分に限る。）」と一致すること。
- c 項番3「デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた変動証拠金の対価の額(△)」とは、レバレッジ比率告示第五条第一項において準用するレバレッジ比率告示第七条第一項第二号に掲げる額をいい、第一面の項番12d「デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた変動証拠金の対価の額(△)」と一致すること。
- d 項番4「レポ取引等により受領した証券の計上額(△)」には、レバレッジ比率告示第五条第一項において準用するレバレッジ比率告示第七条第一項第三号に掲げる額を記載すること。
- e 項番5「Tier1資本に係る調整項目の額(貸倒引当金)(△)」とは、レバレッジ比率告示第五条第一項において準用するレバレッジ比率告示第七条第一項第四号に掲げる額をいい、第一面の項番

11「Tier1資本に係る調整項目の額（貸倒引当金）（△）」と一致すること。

f 項番6「Tier1資本に係る調整項目の額（貸倒引当金以外）（△）」とは、レバレッジ比率告示第五条第一項において準用するレバレッジ比率告示第七条第一項第五号に掲げる額をいい、第一面の項番12a「Tier1資本に係る調整項目の額（貸倒引当金以外）（△）」と一致すること。

(2) デリバティブ取引等に関する額

a 項番8「デリバティブ取引等に関するRCの額に1.4を乗じた額」とは、レバレッジ比率告示第五条第一項において準用するレバレッジ比率告示第八条第一項第一号に掲げる合計額（同条第三項第二号イただし書の規定により零とする前の額を含む。）をいう。

b 項番9「デリバティブ取引等に関するPFEの額に1.4を乗じた額」とは、レバレッジ比率告示第五条第一項において準用するレバレッジ比率告示第八条第一項第二号に掲げる合計額（同条第六項第二号イただし書の規定により零とする前の額を含む。）をいう。

c 項番10「間接清算参加者に適格中央清算機関の債務履行を保証していない場合に零とした中央清算機関向けエクスポージャーの額（△）」には、レバレッジ比率告示第五条第一項において準用するレバレッジ比率告示第八条第三項第二号イただし書及び第六項第二号イただし書の規定により零とした額の合計額を記載すること。

d 項番11「クレジット・デリバティブ等のプロテクションを提供した場合における調整後想定元本の額」とは、レバレッジ比率告示第五条第一項において準用するレバレッジ比率告示第八条第一項第三号に掲げる合計額（同条第九項及び第十項の規定によりプロテクションを購入したクレジット・デリバティブ等の想定元本の額を控除する前の額をいう。）をいう。

e 項番12「クレジット・デリバティブ等のプロテクションを提供した場合における調整後想定元本の額から控除した額（△）」には、レバレッジ比率告示第五条第一項において準用するレバレッジ比率告示第八条第九項及び第十項の規定により商工組合中央金庫がプロテクションを提供するクレジット・デリバティブ等の想定元本の額から控除した額及び当該商工組合中央金庫がプロテクションを購入したクレジット・デリバティブ等の想定元本の額の合計額を記載すること。

(3) レボ取引等に関する額

a 項番14「レボ取引等に関する資産の額」とは、レバレッジ比率告示第五条第一項において準用するレバレッジ比率告示第九条第一項第一号に掲げる合計額（同条第二項の規定により現金の支払債務の額を控除する前の額をいう。）をいう。

b 項番15「レボ取引等に関する資産の額から控除した額（△）」には、レバレッジ比率告示第五条第一項において準用するレバレッジ比率告示第九条第二項の規定により控除した現金の支払債務の額を記載すること。

c 項番16「レボ取引等に関するカウンターパーティ・リスクのエクスポージャーの額」とは、レバレッジ比率告示第五条第一項において準用するレバレッジ比率告示第九条第一項第二号に掲げる合計額をいう。

(4) オフ・バランス取引に関する額

a 項番19「オフ・バランス取引の想定元本の額」には、レバレッジ比率告示第五条第一項において

準用するレバレッジ比率告示第十条第二項におけるオフ・バランス取引に係る想定元本の額（掛目を乗じる前の額をいう。）、同条第四項におけるオフ・バランス取引の対象資産に係る想定元本の額（掛目を乗じる前の額をいう。）及び同条第五項におけるオフ・バランス取引に係る証券化エクスポージャーの名目額（掛目を乗じる前の額をいう。）の合計額を記載すること。

- b 項番 20「オフ・バランス取引に係るエクスポージャーの額への変換調整の額（△）」には、レバレッジ比率告示第五条第一項において準用するレバレッジ比率告示第十条第二項、第四項又は第五項の規定によりエクスポージャーの額を算出するに当たり、オフ・バランス取引に係る想定元本の額又は名目額から控除した額の合計額を記載すること。

(5) 単体レバレッジ比率

- a 項番 23「資本の額」とは、自己資本比率告示第十四条第二号の算式に規定する Tier 1 資本の額をいう。
- b 項番 25「単体レバレッジ比率」は、小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り捨てること。
- c 項番 25「単体レバレッジ比率」における総エクスポージャーの額は、レバレッジ比率告示第五条第一項において準用するレバレッジ比率告示第七条第六項の規定により日本銀行に対する預け金をオン・バランス資産の額に算入しないこととなった場合における第一面の項番 4「中央銀行預け金に係る除外による調整（△）」に記載された額を控除した額とする。
- d 項番 26「適用する所要単体レバレッジ比率」には、三パーセント（レバレッジ比率告示第五条第一項において準用するレバレッジ比率告示第二条第一項ただし書の規定により経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める比率を適用する場合にあつては、当該比率）を記載すること。
- e 項番 27「適用する所要単体レバレッジ・バッファー比率」には、自己資本比率告示第十四条の二第五項第一号に定める比率に〇・五を乗じて得た比率を記載すること。ただし、連結レバレッジ比率を算出している場合にあつては、記載することを要しない（この場合には、当該項目の行を削除することができる。）。

(6) 日本銀行に対する預け金を算入する場合の単体レバレッジ比率

- a レバレッジ比率告示第五条第一項において準用するレバレッジ比率告示第二条第一項ただし書の規定により経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める比率を適用する場合に限り記載することとし、当該比率を適用しない場合にあつてはこの項目に係る行の全体を削除することができる。
- b 「日本銀行に対する預け金の額」とは、レバレッジ比率告示第五条第一項において準用するレバレッジ比率告示第七条第六項の規定によりオン・バランス資産の額に算入しないこととなった額をいい、第一面の項番 4「中央銀行預け金に係る除外による調整（△）」と一致すること。

(7) 平均値の開示

- a 「レポ取引等に関する資産の額に係る平均値」には、レバレッジ比率告示第五条第一項において準用するレバレッジ比率告示第九条第一項第一号に掲げる合計額（同条第二項の規定により現金の支払債務の額を控除する前の額をいう。）について対象となる四半期の開始日から算出基準日まで

の期間において日次で算出した額の平均値を記載すること。

- b 「レボ取引等に関する資産の額から控除した額に係る平均値(△)」には、レバレッジ比率告示第五条第一項において準用するレバレッジ比率告示第九条第二項の規定により控除した現金の支払債務の額について対象となる四半期の開始日から算出基準日までの期間において日次で算出した額の平均値を記載すること。
- c 項番 30 及び項番 30 a 「総エクスポージャーの額」は、項番 18 の額に代えて項番 28、項番 16 及び項番 17 の額の合計額とすること。

(8) その他

- a 「国際様式(LR2)の該当番号」とは、バーゼル銀行監督委員会により令和元年十二月十五日に公表された「Consolidated framework - DIS80 Leverage ratio」と題する文書の表LR2に記載された番号をいう。
- b 「当期末」及び「前期末」とあるのは、中間会計年度の開示においては「当中間期末」及び「前中間期末」と、四半期の開示においては「当四半期末」及び「前四半期末」と、それぞれ読み替えるものとする。
- c この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には、行を削除せず、「-」を記載すること。

(第三面)

(単位：百万円)

項番 (国際 様式 (LR1) の該当番 号)	項目	当期末	前期末
1	連結貸借対照表における総資産の額		
2	連結レバレッジ比率の範囲に含まれない子法人等の資産の額 (△)		
3	リスク移転の認識に係る要件を充足しない証券化エクスポージャーに係る調整		
4	中央銀行預け金に係る除外による調整 (△)		
5	顧客資産のうち、連結貸借対照表に計上されている金額 (△)		
6	有価証券の売買を約定日基準により会計処理している場合における調整項目		
7	キャッシュ・プーリング契約に基づく資金の移動に係る調整項目		
8	デリバティブ取引等に関する調整額		
8 a	デリバティブ取引等に関する額		
8 b	デリバティブ取引等に関連する資産の額 (△)		
9	レポ取引等に関する調整額		
9 a	レポ取引等に関する額		
9 b	レポ取引等に関する額 (△)		
10	オフ・バランス取引に関する額		
11	Tier 1 資本に係る調整項目の額 (貸倒引当金) (△)		
12	その他の調整項目		
12 a	Tier 1 資本に係る調整項目の額 (貸倒引当金以外) (△)		
12 b	支払承諾見返勘定の額 (△)		
12 c	デリバティブ取引等に関連して差し入れた担保の対価の額 (相殺した額に相当する部分に限る。)		
12 d	デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた変動証拠金の対価の額 (△)		
12 e	連結レバレッジ比率の範囲に含まれる子会社の資産の額 (連結貸借対照表における総資産の額に含まれる額を除く。)		

13	総エクスポージャーの額		
----	-------------	--	--

(注)

- a 項番2「連結レバレッジ比率の範囲に含まれない子法人等の資産の額(△)」には、レバレッジ比率告示第三条第二項の規定により連結の範囲に含めないこととなった子法人等の資産の額を記載すること。
- b 項番3「リスク移転の認識に係る要件を充足しない証券化エクスポージャーに係る調整」とは、レバレッジ比率告示第七条第五項の規定によりオン・バランス資産の額に算入することとなった額をいう。
- c 項番4「中央銀行預け金に係る除外による調整(△)」とは、レバレッジ比率告示第七条第六項の規定によりオン・バランス資産の額に算入しないこととなった額をいう。
- d 項番6「有価証券の売買を約定日基準により会計処理している場合における調整項目」には、レバレッジ比率告示第七条第三項の規定により個別項目調整前のオン・バランス資産の額に算入する有価証券の売却に係る未収金の額が連結貸借対照表に計上されている未収金の額を超過する場合にはその超過する額を加算項目として、当該未収金の額に不足する場合にはその不足する額を控除項目として記載すること。
- e 項番7「キャッシュ・プーリング契約に基づく資金の移動に係る調整項目」には、レバレッジ比率告示第七条第四項の規定により個別項目調整前のオン・バランス資産の額に算入するキャッシュ・プーリング契約に基づく集約後の単一の口座の残高が連結貸借対照表に計上されている参加顧客口座の残高を超過する場合にはその超過する額を加算項目として、当該参加顧客口座の残高に不足する場合にはその不足する額を控除項目として記載すること。
- f 項番8 a 「デリバティブ取引等に関する額」は、第四面の項番13「デリバティブ取引等に関する額」と一致すること。
- g 項番8 b 「デリバティブ取引等に関連する資産の額(△)」とは、レバレッジ比率告示第七条第二項第二号に掲げる額をいう。
- h 項番9 a 「レポ取引等に関する額」は、第四面の項番18「レポ取引等に関する額」と一致すること。
- i 項番9 b 「レポ取引等に関する額(△)」とは、レバレッジ比率告示第七条第一項第三号及び第二項第三号に掲げる額の合計額をいう。
- j 項番10「オフ・バランス取引に関する額」は、第四面の項番22「オフ・バランス取引に関する額」と一致すること。
- k 項番11「Tier1資本に係る調整項目の額(貸倒引当金)(△)」とは、レバレッジ比率告示第七条第一項第四号に掲げる額をいい、第四面の項番5「Tier1資本に係る調整項目の額(貸倒引当金)(△)」と一致すること。
- l 項番12 a 「Tier1資本に係る調整項目の額(貸倒引当金以外)(△)」とは、レバレッジ比率告示第七条第一項第五号に掲げる額をいい、第四面の項番6「Tier1資本に係る調整項目の額(貸倒引当金以外)(△)」と一致すること。
- m 項番12 b 「支払承諾見返勘定の額(△)」とは、レバレッジ比率告示第七条第二項第一号に掲げ



- る額をいう。
- n 項番 12 c 「デリバティブ取引等に関連して差し入れた担保の対価の額（相殺した額に相当する部分に限る。）」とは、レバレッジ比率告示第七条第一項第一号に掲げる額をいい、第四面の項番 2 「デリバティブ取引等に関連して差し入れた担保の対価の額（相殺した額に相当する部分に限る。）」と一致すること。
  - o 項番 12 d 「デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた変動証拠金の対価の額（△）」とは、レバレッジ比率告示第七条第一項第二号に掲げる額をいい、第四面の項番 3 「デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた変動証拠金の対価の額（△）」と一致すること。
  - p 項番 12 e 「連結レバレッジ比率の範囲に含まれる子会社の資産の額（連結貸借対照表における総資産の額に含まれる額を除く。）」とは、レバレッジ比率告示第三条第一項の規定により連結の範囲に含まれる子会社の資産の額をいう。
  - q 項番 13 「総エクスポージャーの額」は、第四面の項番 24 「総エクスポージャーの額」と一致すること。
  - r 「国際様式（LR1）の該当番号」とは、バーゼル銀行監督委員会により令和元年十二月十五日に公表された「Consolidated framework - DIS80 Leverage ratio」と題する文書の表 LR1 に記載された番号をいう。
  - s 「当期末」及び「前期末」とあるのは、中間連結会計年度の開示においては「当中間期末」及び「前中間期末」と、四半期の開示においては「当四半期末」及び「前四半期末」と、それぞれ読み替えるものとする。
  - t この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には、行を削除せず、「－」を記載すること。

(第四面)

(単位：百万円、%)

項番 (国際 様式 (LR2) の該当番 号)	項目	当期末	前期末
オン・バランス資産の額 (1)			
1	個別項目調整前のオン・バランス資産の額		
2	デリバティブ取引等に関連して差し入れた担保の対価の額(相殺した額に相当する部分に限る。)		
3	デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた変動証拠金の対価の額 (△)		
4	レポ取引等により受領した証券の計上額 (△)		
5	Tier 1 資本に係る調整項目の額 (貸倒引当金) (△)		
6	Tier 1 資本に係る調整項目の額 (貸倒引当金以外) (△)		
7	オン・バランス資産の額 (イ)		
デリバティブ取引等に関する額 (2)			
8	デリバティブ取引等に関する RC の額に 1.4 を乗じた額		
9	デリバティブ取引等に関する PFE の額に 1.4 を乗じた額		
10	間接清算参加者に適格中央清算機関の債務履行を保証していない場合に零とした中央清算機関向けエクスポージャーの額 (△)		
11	クレジット・デリバティブ等のプロテクションを提供した場合における調整後想定元本の額		
12	クレジット・デリバティブ等のプロテクションを提供した場合における調整後想定元本の額から控除した額 (△)		
13	デリバティブ取引等に関する額 (ロ)		
レポ取引等に関する額 (3)			
14	レポ取引等に関する資産の額		
15	レポ取引等に関する資産の額から控除した額 (△)		
16	レポ取引等に関するカウンターパーティ・リスクのエクスポージャーの額		
17	代理取引のエクスポージャーの額		
18	レポ取引等に関する額		

	(ハ)		
オフ・バランス取引に関する額 (4)			
19	オフ・バランス取引の想定元本の額		
20	オフ・バランス取引に係るエクスポージャーの額への変換調整の額 (△)		
22	オフ・バランス取引に関する額 (ニ)		
連結レバレッジ比率 (5)			
23	資本の額 (ホ)		
24	総エクスポージャーの額 ((イ) + (ロ) + (ハ) + (ニ)) (ヘ)		
25	連結レバレッジ比率 ((ホ) / (ヘ))		
26	適用する所要連結レバレッジ比率		
27	適用する所要連結レバレッジ・バッファ率		
日本銀行に対する預け金を算入する場合の連結レバレッジ比率 (6)			
	総エクスポージャーの額 (ヘ)		
	日本銀行に対する預け金の額		
	日本銀行に対する預け金を算入する場合の総エクスポージャーの額 (ヘ')		
	日本銀行に対する預け金を算入する場合の連結レバレッジ比率 ((ホ) / (ヘ'))		
平均値の開示 (7)			
28	レポ取引等に関する資産の額 (控除後) に係る平均値 ((ト) + (チ))		
	レポ取引等に関する資産の額に係る平均値 (ト)		
	レポ取引等に関する資産の額から控除した額に係る平均値 (△) (チ)		
29	レポ取引等に関する資産の額 (控除後) に係る四半期末の値 ((リ) + (ヌ))		
14	レポ取引等に関する資産の額に係る四半期末の値		

	(リ)		
15	レポ取引等に関する資産の額から控除した額に係る四半期末の値 (△) (ヌ)		
30	総エクスポージャーの額 (レポ取引等に関する資産の額(控除後)に係る平均値を使用し、 日本銀行に対する預け金を算入しない場合) (ル)		
30 a	総エクスポージャーの額 (レポ取引等に関する資産の額(控除後)に係る平均値を使用し、 日本銀行に対する預け金を算入する場合) (ヲ)		
31	連結レバレッジ比率 (レポ取引等に関する資産の額(控除後)に係る平均値を使用し、 日本銀行に対する預け金を算入しない場合) ((ホ) / (ル))		
31 a	連結レバレッジ比率 (レポ取引等に関する資産の額(控除後)に係る平均値を使用し、 日本銀行に対する預け金を算入する場合) ((ホ) / (ヲ))		

(注)

(1) オン・バランス資産の額

- a 項番1「個別項目調整前のオン・バランス資産の額」とは、レバレッジ比率告示第七条第二項の規定により算出した額をいう。
- b 項番2「デリバティブ取引等に関連して差し入れた担保の対価の額(相殺した額に相当する部分に限る。）」とは、レバレッジ比率告示第七条第一項第一号に掲げる額をいい、第三面の項番12c「デリバティブ取引等に関連して差し入れた担保の対価の額(相殺した額に相当する部分に限る。）」と一致すること。
- c 項番3「デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた変動証拠金の対価の額(△)」とは、レバレッジ比率告示第七条第一項第二号に掲げる額をいい、第三面の項番12d「デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた変動証拠金の対価の額(△)」と一致すること。
- d 項番4「レポ取引等により受領した証券の計上額(△)」には、レバレッジ比率告示第七条第一項第三号に掲げる額を記載すること。
- e 項番5「Tier1資本に係る調整項目の額(貸倒引当金)(△)」とは、レバレッジ比率告示第七条第一項第四号に掲げる額をいい、第三面の項番11「Tier1資本に係る調整項目の額(貸倒引当金)(△)」と一致すること。

- f 項番6「Tier1資本に係る調整項目の額（貸倒引当金以外）（△）」とは、レバレッジ比率告示第七条第一項第五号に掲げる額をいい、第三面の項番12a「Tier1資本に係る調整項目の額（貸倒引当金以外）（△）」と一致すること。
- (2) デリバティブ取引等に関する額
- a 項番8「デリバティブ取引等に関するRCの額に1.4を乗じた額」とは、レバレッジ比率告示第八条第一項第一号に掲げる合計額（同条第三項第二号イただし書の規定により零とする前の額を含む。）をいう。
- b 項番9「デリバティブ取引等に関するPFEの額に1.4を乗じた額」とは、レバレッジ比率告示第八条第一項第二号に掲げる合計額（同条第六項第二号イただし書の規定により零とする前の額を含む。）をいう。
- c 項番10「間接清算参加者に適格中央清算機関の債務履行を保証していない場合に零とした中央清算機関向けエクスポージャーの額（△）」には、レバレッジ比率告示第八条第三項第二号イただし書及び第六項第二号イただし書の規定により零とした額の合計額を記載すること。
- d 項番11「クレジット・デリバティブ等のプロテクションを提供した場合における調整後想定元本の額」とは、レバレッジ比率告示第八条第一項第三号に掲げる合計額（同条第九項及び第十項の規定によりプロテクションを購入したクレジット・デリバティブ等の想定元本の額を控除する前の額をいう。）をいう。
- e 項番12「クレジット・デリバティブ等のプロテクションを提供した場合における調整後想定元本の額から控除した額（△）」には、レバレッジ比率告示第八条第九項及び第十項の規定により商工組合中央金庫又は連結子法人等がプロテクションを提供するクレジット・デリバティブ等の想定元本の額から控除した額及び当該商工組合中央金庫又は連結子法人等がプロテクションを購入したクレジット・デリバティブ等の想定元本の額の合計額を記載すること。
- (3) レボ取引等に関する額
- a 項番14「レボ取引等に関する資産の額」とは、レバレッジ比率告示第九条第一項第一号に掲げる合計額（同条第二項の規定により現金の支払債務の額を控除する前の額をいう。）をいう。
- b 項番15「レボ取引等に関する資産の額から控除した額（△）」には、レバレッジ比率告示第九条第二項の規定により控除した現金の支払債務の額を記載すること。
- c 項番16「レボ取引等に関するカウンターパーティ・リスクのエクスポージャーの額」とは、レバレッジ比率告示第九条第一項第二号に掲げる合計額をいう。
- (4) オフ・バランス取引に関する額
- a 項番19「オフ・バランス取引の想定元本の額」には、レバレッジ比率告示第十条第二項におけるオフ・バランス取引に係る想定元本の額（掛目を乗じる前の額をいう。）、同条第四項におけるオフ・バランス取引の対象資産に係る想定元本の額（掛目を乗じる前の額をいう。）及び同条第五項におけるオフ・バランス取引に係る証券化エクスポージャーの名目額（掛目を乗じる前の額をいう。）の合計額を記載すること。
- b 項番20「オフ・バランス取引に係るエクスポージャーの額への変換調整の額（△）」には、レバ

レバレッジ比率告示第十条第二項、第四項又は第五項の規定によりエクスポージャーの額を算出するに当たり、オフ・バランス取引に係る想定元本の額又は名目額から控除した額の合計額を記載すること。

(5) 連結レバレッジ比率

- a 項番 23「資本の額」とは、自己資本比率告示第二条第二号の算式に規定する Tier 1 資本の額をいう。
- b 項番 25「連結レバレッジ比率」は、小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り捨てること。
- c 項番 25「連結レバレッジ比率」における総エクスポージャーの額は、レバレッジ比率告示第七条第六項の規定により日本銀行に対する預け金をオン・バランス資産の額に算入しないこととなった場合における第三面の項番 4「中央銀行預け金に係る除外による調整 (△)」に記載された額を控除した額とする。
- d 項番 26「適用する所要連結レバレッジ比率」には、三パーセント（レバレッジ比率告示第二条第一項ただし書の規定により経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める比率を適用する場合にあつては、当該比率）を記載すること。
- e 項番 27「適用する所要連結レバレッジ・バッファー比率」には、自己資本比率告示第二条の二第五項第一号に定める比率に〇・五を乗じて得た比率を記載すること。

(6) 日本銀行に対する預け金を算入する場合の連結レバレッジ比率

- a レバレッジ比率告示第二条第一項ただし書の規定により経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める比率を適用する場合に限り記載することとし、当該比率を適用しない場合にあつてはこの項目に係る行の全体を削除することができる。
- b 「日本銀行に対する預け金の額」とは、レバレッジ比率告示第七条第六項の規定によりオン・バランス資産の額に算入しないこととなった額をいい、第三面の項番 4「中央銀行預け金に係る除外による調整 (△)」と一致すること。

(7) 平均値の開示

- a 「レボ取引等に関する資産の額に係る平均値」には、レバレッジ比率告示第九条第一項第一号に掲げる合計額（同条第二項の規定により現金の支払債務の額を控除する前の額をいう。）について対象となる四半期の開始日から算出基準日までの期間において日次で算出した額の平均値を記載すること。
- b 「レボ取引等に関する資産の額から控除した額に係る平均値 (△)」には、レバレッジ比率告示第九条第二項の規定により控除した現金の支払債務の額について対象となる四半期の開始日から算出基準日までの期間において日次で算出した額の平均値を記載すること。
- c 項番 30 及び項番 30 a「総エクスポージャーの額」は、項番 18 の額に代えて項番 28、項番 16 及び項番 17 の額の合計額とすること。

(8) その他

- a 「国際様式 (LR2) の該当番号」とは、バーゼル銀行監督委員会により令和元年十二月十五日に公

表された「Consolidated framework - DIS80 Leverage ratio」と題する文書の表 LR2 に記載された番号をいう。

- b 「当期末」及び「前期末」とあるのは、中間連結会計年度の開示においては「当中間期末」及び「前中間期末」と、四半期の開示においては「当四半期末」及び「前四半期末」と、それぞれ読み替えるものとする。
- c この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には、行を削除せず、「－」を記載すること。

## 附 則

### (適用時期)

1 この告示は、令和五年三月三十一日から適用する。

### (経過措置)

2 この告示による改正後の第二条第七項、第四条第六項及び第六条第二項の規定並びに別紙様式第五号は

、基準日（株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫が

その経営の健全性を判断するための基準の一部を改正する件（令和五年金融省告示第 号）附則

金融  
財務  
融  
省  
庁  
告示  
第  
号

23

第二条第二項に規定する基準日をいう。以下同じ。）以後に終了する事業年度若しくは中間事業年度に係る説明書類又は基準日以後に終了する四半期に係る事項の開示について適用し、基準日前に終了する事業年度若しくは中間事業年度に係る説明書類又は基準日前に終了する四半期に係る事項の開示については、なお従前の例による。この場合（基準日がこの告示の適用の日である場合を除く。）において、この告示による改正前の別紙様式第五号第一面中



22	単体レバレッジ比率	$((ホ) / (ヘ))$		
----	-----------	---------------	--	--

とあるのは

22	単体レバレッジ比率	$((ホ) / (ヘ))$		
	適用する所要単体レバレッジ比率			
	適用する所要単体レバレッジ・バツファー比率			

ア、回避(註) (5)中

「b 単体レバレッジ比率は、小数点第三位以下を切り捨て小数点第二位までを記載すること。」

ア&Bの注

「b 単体レバレッジ比率は、小数点第三位以下を切り捨て小数点第二位までを記載すること。

。 「適用する所要単体レバレッジ比率」の項には、三パーセント（レバレッジ比率告示第五条第一項において準用するレバレッジ比率告示第二条ただし書の規定により経済産業大臣、財務大臣及び

金融庁長官が別に定める比率を適用する場合には、当該比率)を記載すること。

d 「適用する所要単体レバレッジ・バツフナー比率」の項には、自己資本比率告示第十四条の二第五項第一号に定める比率に〇・五を乗じて得た比率を記載すること。ただし、連結レバレッジ比率を算出している場合にあっては、記載することを要しない(この場合には、当該項目の行を削除することができる。)

㍻ 同様式第二画巾

22	連結レバレッジ比率 ((ホ) / (へ))		
----	-----------------------	--	--

㍺ 同様のほか

22	連結レバレッジ比率	((ホ) / (へ))		
	適用する所要連結レバレッジ比率			
	適用する所要連結レバレッジ・バツフナー比率			

よ、回画(注) (5)中

「b 連結レバレッジ比率は、小数点第三位以下を切り捨て小数点第二位までを記載すること。」  
よあんのほ

「b 連結レバレッジ比率は、小数点第三位以下を切り捨て小数点第二位までを記載すること。

c 「適用する所要連結レバレッジ比率」の項には、三パーセント（レバレッジ比率告示第二条ただし書の規定により経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める比率を適用する場合にあつては、当該比率）を記載すること。

d 「適用する所要連結レバレッジ・バツプラー比率」の項には、自己資本比率告示第二条の二第五項第一号に定める比率に〇・五を乗じて得た比率を記載すること。」

よあんのほ。